

平成19年 第18回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年10月25日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成19年10月25日

## 東京都教育委員会第18回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第86号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

～第90号議案

#### 2 報 告 事 項

(1) 平成19年東京都人事委員会勧告等の概要（教員の給与）について

(2) 「日本の伝統・文化理解教育」の推進状況について

(3) 都学力調査問題に関する足立区教育委員会調査結果報告について

(4) 学校外からの校長任用に係る特別選考の実施結果について

#### 3 そ の 他

(1) 東京都教育委員会委員長の選挙について

委員長 木村 孟  
(欠席)

委員 米長 邦雄

委員 内館 牧子

委員 高坂 節三

委員 竹花 豊

委員 中村 正彦

事務局(説明員) 教育長(再掲) 中村 正彦

次長 松田 二郎

総務部長 志賀 敏和

学務部長 新井 清博

人事部長 松田 芳和

福利厚生部長 秦 正博

指導部長 岩佐 哲男

生涯学習部長 三田村 みどり

特別支援教育推進担当部長 荒屋 文人

人事企画担当部長 直原 裕

教育政策担当参事 石原 清志

学校経営指導・都立高校改革推進担当参事

森口 純

(書記) 教育政策室政策担当課長 黒崎 一朗

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長職務代理者】 ただいまから平成19年第18回定例会を開会させていただきます。

本日は木村委員長から欠席との届出をいただいておりますので、職務代理者として私が議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず取材・傍聴関係でございます。報道関係は毎日新聞社外2社、計3社、個人は6名の方からの傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

### 会 議 録 署 名 人

【委員長職務代理者】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。

### 前々回の会議録

【委員長職務代理者】 前々回9月20日、第16回定例会の会議録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じます。よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、第16回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回10月11日、第17回定例会の会議録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

非公開の決定の件でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第86号議案から第90号議案及び報告事項（4）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については御了承いただいたということで取り扱わせていただきます。

## 報 告

(1) 平成19年東京都人事委員会勧告等の概要（教員の給与）について

【委員長職務代理者】 報告事項（1）平成19年東京都人事委員会勧告等の概要（教員の給与）について、人事企画担当部長、御説明をよろしくお願いいたします。

【人事企画担当部長】 報告資料（1）を御覧ください。東京都人事委員会から今年の給与勧告等が10月12日に知事及び都議会議長に提出されました。このうち、教員給与に関係する部分につきまして、概要を御報告いたします。

勧告等の内容を御説明する前に、簡単に背景等を御説明いたします。

初めに、教員給与の現状と課題ですが、これまで教育委員会の場で折に触れ御議論いただいていたまいりました。第1に、国準抛制の廃止への対応、第2に、年功的・一律的な給与の見直し、第3に、教育管理職及び主幹級職の処遇の改善、こうしたことが課題になっていると考えております。

こうした課題に対応するために、東京都人事委員会に対しまして、以下の3点の要望をしております。1点目が、都における教員の給与水準に関しまして、都の行政職との均衡を考慮し、かつ、教員の職務の特殊性を加味した給与を設定すること。小・中学校及び高等学校等に勤務する教育職員の給料表がこれまで二つに分かれているわけですが、これを一本化すること。こうした要望を1点目としております。

2点目としまして、新たな職の設置への対応についてですが、今年6月の教育委員会におきまして、校長と教諭の職を分化して、統括校長、主任教諭を設置するための規則改正を行ったわけですが、これによる新たな職層構成に見合った給与を設定すること。

3点目に、管理職や主幹等の処遇につきまして、その職務の困難度や職責に応じたものに見直すこと。このような要望をしております。

他方、教員の給与につきましては、昨年来、国におきまして様々な議論がなされてまいりました。資料では簡単に触れておりますが、昨年6月の行政改革推進法、その

後、中央教育審議会の答申、教育再生会議でも教員給与について触れられております。今年6月には学校教育法の改正がございまして、副校長、主幹教諭等の設置が制度化されました。

現在の状況ですが、8月に概算要求が文部科学省からなされております。これから年末にかけて、政府の中でどのように具体化されていくかについては、東京都教育委員会としても注目しなければならないと思っております。といいますのは、教員給与の国準拠制はなくなったとはいえ、教職調整額のように法律で直接規定している部分もございまして、義務教育費国庫負担金を国がどのように算定するのか、それを全く考慮しないで都として給与水準を定めることもできませんので、こうした意味で国の動きは注目しなければならないと考えております。

このような背景の中で、今回の人事委員会勧告がなされました。その中で、教員給与について触れたところをまとめたものが右にございます。

まず、国の動向につきまして、教員給与の在り方について大幅な見直しの検討がされていることについて言及しております。

2点目に、東京都教育委員会の動向としまして、教員の給与制度、任用制度、あるいは職の在り方についての検討が行われてきたこと。小・中学校と高等学校との給料表の一本化のこと。統括校長及び主任教諭という新たな職の設置がなされたことに言及しております。

今後の方向性として、「教員給与に関する国の見直しの内容や、都における動き、こういった様々な要素を考慮に入れ、多角的かつ総合的に検討を行う必要がある」ということで、「都の行政職給料表（一）との対応を基本とする方向で、来年の勧告を目途に検討を進めていく」と結論付けられました。

この結論の意味でございしますが、先ほど触れました東京都教育委員会の要望に大筋に沿った内容になっていると考えております。ただ、国において教員給与の在り方について大幅な見直しの検討が行われておりますので、その動向を見極める必要から、具体的な結論は来年の勧告に持ち越されることになったと理解しております。

その他の主な内容は、東京都職員全体にかかわることですので、ここでは割愛いたします。

最後に今後の予定でございますが、この給与勧告を受けまして、当局は現在、職員団体と交渉中でございます。その後、12月議会に給与条例の改正を提案することになります。その内容は、基本的に知事部局と共通の内容になります。教員給与固有のものにつきましては、来年の勧告を待つことになるということでございます。6月の教育委員会で、統括校長や主任教諭設置の規則改正を行った際に、今年の勧告を受けて来年4月から任用開始を目指しますと私が発言したのですが、こうした関係で1年送るといことになり、来年の勧告を受けて主任教諭等の任用開始は平成21年4月を目指していくこととなります。事務局としまして、引き続き教員給与の具体的な検討を進めまして、人事委員会にその内容を伝えていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

**【委員長職務代理者】** ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんか。

**【委員】** 給与改定、国との関係、あるいは都全体の関係はあるのでしょうか、副校長という制度を国が認める前につくったわけですね。そのときの給与の差というのは、どういう過程で設けられましたか。

**【人事企画担当部長】** 現在の東京都の副校長は、名称は副校長でございますが、学校教育法上は教頭、名称を副校長と呼ぶ、そのことによって意識改革を図っていくということだったわけです。そういう意味で、副校長にした際に給与を変えているということはありませんでした。

**【委員】** 給与改定の案は、我々の議論のたたき台として前に一度出していただきましたね。その方向は、東京都教育委員会としてはいい方向ではないかということで一応結論が出ていると記憶しているのですが、新たな教員給与制度の下に任用開始するのを平成21年4月にしなくても、給与制度は後で変えることとして、とりあえず新たに統括校長、あるいは主任教諭、主任養護教諭という名称任用し、教員の意識を高めるということにはできないのですか。なぜ1年延ばしたのですか。

**【人事企画担当部長】** これは一つの職層をつくりますので、給与の見直しと合わせて行うべきと考えております。

**【委員】** でも、副校長も新しい職制でしょう。

【人事企画担当部長】 東京都の副校長は、業務内容としましてはこれまでの教頭と変わっていないわけでございます。幾つか意思決定権を校長からおろしたものはございましたが、業務の内容は基本的には変わっていないということです、その時点では給与は変えておりませんでした。

【委員】 つまり、良いことであれば早くした方が良いということと、給与の問題というのは、多少後となっても、こういうことにするのだという方向性さえはっきりしていれば、仕事の中身にもよりけりだけれど、1年ぐらい辛抱してもらえないかということが一つ。

もう一つは、国の概算要求は、教員給与の縮減で430億円減って、メリハリある教員給与で800億円増える。新聞情報によれば、これには財務省がいろいろ文句をつけているということですよ。そうすると、この要求がとおれば、今東京都が考えているイメージの方向でメリハリのある給与体系に直し得るのですか。それとも、それとは関係なく、むしろ東京都の行政職の給与の在り方に引っ張られるのですか。その辺のバランスはどういうことですか。

【人事企画担当部長】 国の議論の中では、教職調整額の扱いがどうなるのかということは、法律で直接決めてしまいますので、この部分の影響は大きいかと思います。教員の給与水準を考える際に、教職調整額を加味して考えないといけませんので、かなり影響が出てくると思っております。

それから、管理職の部分につきましては、もちろん東京都独自の判断で変えることは可能なのですが、この部分は人事委員会がどう考えるのかということもございます。国も現在、管理職の処遇改善をやろうと言っているのです、それがどういう結論になるかは人事委員会としては重要視するのではないかと考えています。

【教育長】 430億円減額して、800億円増額する、これは国庫負担の基礎をどうやって計算するかということです。先ほど御説明したように、各都道府県の教員の給与は国準拠ではないので、各都道府県が決められるということになっております。したがって、国の制度は、我々にとってみれば国庫負担金が幾ら入ってくるかという次元の話なのです。ただ、教員の場合は、人材確保法という法律がまだ残っていますし、今言いましたような教職調整額も制度として残っているということで、自由にできる

部分が圧倒的に多いのですが、縛りもかかっている、しかも、歳入がないのに一般財源を持ち出して給与改定を行うかどうかという財政的な判断も必要になります。

それから、教頭と副校長の関係ですが、東京都の場合は教頭の全員を副校長とするという呼称変更をしたわけです。例えば1年前倒しで統括校長制度を導入しても良いのですが、導入してしまいますと、現にやっているのだから、給与で面倒を見る必要がないのではないかと人事委員会の勧告において言われる可能性があります。現にそれに従事している人の職務給を上げるということはなかなか難しいので、我々は任用と給与の見直しを同時に行うことで実質保証をしていきたいと考えています。

**【委員】** その場合、人事委員会に要請するのは、新しい職層だけではなくて、能力給に変えることというのがこの間の議論だったわけですね。あまり大きくは変わらないが、能力給を導入するというのが基本方針で、これはどちらにしてもやってもらわなければならない。細かいところは任せますが、せっかく決めたのだから、できたら能力給というような形でそれを1年後に補てんすることだってできるのではないかという印象です。

**【教育長】** おっしゃられるとおり、今、人事企画担当部長から報告がありましたように、東京都人事委員会の勧告の中では、教員については来年に勧告をしますとされています。その方向性は、我々行政職との均衡を勘案しつつ、国の動きと東京都の動きも加味して来年勧告しますと言っているから、我々の思いはほぼ通じていると思っています。

**【委員長職務代理者】** ほかに何か御質問ございますか。

**【委員】** 質問です。「都の行政職給料表(一)との対応を基本とする方向で」というのはどういう意味ですか。

**【人事企画担当部長】** これまでは国準拠制というのがありまして、国立学校の教員の給与に準拠して定めていました。つまり、基本的には全国の教員の給与は同じでした。平成16年度からその制度がなくなりまして、各都道府県が主体的に決めることができるようになったのですが、現実にはそれ以前、国準拠で決めた給与に、行政職の毎年の給与改定率を掛けて延長してきました。そういう意味では、東京都の教員の給与の基準は何なのかというのが段々おぼろげになってきました。そうではなくて、

やはり東京都として責任をもって決めなくてはならない。

教員給与というのは一体何を基準として決めるのかといったときに、給与の原則から言いますと、民間の同種の方々の賃金との比較をするというのが基本にあるわけですが、教員の場合、圧倒的に公務員が多いわけです。そうしますと、直接そういうことはできませんので、公民比較に基づく行政職の給与水準を基本とした上で、教員の職務の特殊性を加味して教員給与をつくっていくべきだろうという考えを私ども事務局も持っていましたし、それを人事委員会に要望という形で出しました。それを受けて人事委員会もそういう方向で考えていこうというのが今回の報告です。

【委員】 以前は何の給料表との対応を基本としていたのですか。

【人事企画担当部長】 国立大学附属の学校がございまして、そちらの給料と同じものとしておりました。

【委員】 全国の教員の給与というのは、基本的には国立大学附属の学校を基準にして、どの都道府県も同じように対応していたのでしょうか。

【人事企画担当部長】 はい。

【委員】 そうすると、あまり差がなかったのですか。

【教育長】 全く差がありません。

【人事企画担当部長】 これは法律でそのように定められておりました。

【委員】 その法律が平成16年4月に変わったのですか。

【人事企画担当部長】 法改正がございまして、平成16年度からなくなっております。

【委員】 法律が変わった趣旨というのは何ですか。

【人事企画担当部長】 国立大学の独立行政法人化で、人事院の勧告から外れたというのが直接のきっかけです。もちろん、地方分権が背景にあったと考えております。

【委員】 そうすると、今後、東京都と他の県との間では教員の給与に格差が生じる可能性があるのですか。

【人事企画担当部長】 そのとおりです。

【委員】 それはすべて公にされるわけですから、良い給与を出すところに良い教員が集まる可能性がある。そういう状況がこれから生まれてくるということですね。

【人事企画担当部長】 そういうこともあり得るだろうと思います。

【委員】 それはすべての都道府県で同じようなことが言えるわけで、他の県もそれぞれの県の行政職給料表を横目で見ながら決めていくというような形になるのでしょうか。今でも行政職給料表は各県によって大きな差がありますよね。

【人事企画担当部長】 はい。

【委員】 もう一つ気にしておいていただきたいのは、給与体系を変えるとき、結局、賃金というのは下方硬直性があって、メリハリをつけるということになると上が上がっていくわけです。それに対していろいろな議論はありますが、基本的には予算枠が増えるということが前提でないと、なかなかうまく改革ができない。だから、その辺を人事委員会にはよく説明しないと、結局、アイデアは良いけれども、実行の段階になると予算が足りなくて動かないということになりますから、その辺は是非御検討ください。

【委員】 もう1点よろしいですか。先ほどの話の続きなのですが、御説明の中で、教員については行政職と比較して特別な知識、専門性もあるのだから、そうした点も考慮してということが言われましたが、東京都人事委員会は、今度の勧告の中でも今後の方向性としてその考え方はきちんと残されるわけですね。要するに、都の職員よりも教員の方が給料が高い。現状がそうなのだろうと思うのですが、それを維持される方向なわけですか。

【教育長】 国の人材確保法がありますから、行政職よりは高くしなければいけないということになっているので、下回ることはできません。それが幾らなのかという問題は残りますが、そういう制度になっているのです。

【委員】 それは人事委員会がどう言おうと、法律上そうになっているということですか。

【教育長】 そうなっています。人事委員会もそれは守らざるを得ません。

【委員】 分かりました。

【委員長職務代理者】 それでは、本件につきましては報告として承りました。

## (2) 「日本の伝統・文化理解教育」の推進状況について

【委員長職務代理者】 報告事項（２）「日本の伝統・文化理解教育」の推進状況についての説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 それでは、報告事項（２）を御覧ください。「日本の伝統・文化理解教育」につきましては、昨年度までに日本の伝統・文化理解教育推進会議を設置いたしまして、都立学校における学校設定教科・科目、「日本の伝統・文化」のカリキュラム開発や教材集の作成を行ってきたところでございます。平成19年度から都立高等学校におきまして、「日本の伝統・文化」の授業が始まったところでございます。そこで、現在の「日本の伝統・文化理解教育」の推進状況について、報告をさせていただきます。

現在、「日本の伝統・文化理解教育」につきましては、平成19年度の重点事業といたしまして、都立学校「日本の伝統・文化」開設校への支援事業、カリキュラム開発事業、モデル地域事業、教員研修事業、普及・啓発事業ということで進めているところでございます。

まず、1の都立学校「日本の伝統・文化」開設校への支援事業でございます。平成19年度学校設定教科・科目として、「日本の伝統・文化」を実施している学校は26校28課程でございます。この中には、高等学校だけではなくて、都立中央ろう学校の高等部も含まれております。

これらの学校の現在の実践の状況でございますが、幾つか例を挙げて説明をさせていただきます。まず都立一橋高等学校を御覧ください。定時制の課程で1講座、伝統工芸実践という科目名で実施しております。この講座におきましては、地域の方に講師として来ていただきまして、木目込み人形づくりの体験を通して、日本の伝統工芸について学んでいるものでございます。

都立忍岡高等学校は、全日制の課程で8講座、日本舞踊、将棋等で開設をしております。特にこの学校では、将棋につきましては委員に御配慮いただきまして、継続的に将棋連盟から女流二段においでいただき御指導いただいているという状況でございます。

都立足立東高等学校でございますが、全日制5講座を開設しております。海外から

の修学旅行生などの交流なども併せて実施しております、「日本の伝統・文化」で学んだことを生かして、積極的に交流の場で和楽器の演奏や茶道の紹介などを進めているところでございます。

なお、これらの「日本の伝統・文化」を実施している学校につきましては、外部講師の派遣、あるいは招へいにかかわって、報償費を措置しております。

続きまして、カリキュラム開発事業についてです。

一番上に日本の伝統・文化カリキュラムとございますが、カリキュラム開発を現在進めているところでございます。御承知のように、これまで高等学校につきまして、学校設定教科・科目、「日本の伝統・文化」のカリキュラムを開発してまいりまして、今年度から実施に至っているところでございます。現在進めておりますのは、小・中学校において「日本の伝統・文化理解教育」の中心的な場となります総合的な学習の時間の中で、どのように授業を組んでいったら良いかという、その参考になるように、小・中学校向けの日本の伝統・文化カリキュラムというものを作成しているところでございます。

その下に、日本の伝統・文化理解教育プログラムという記載がございますが、小・中・高等学校の各校種が日本の伝統・文化理解教育を実施する際に、実践上の手引となるものを併せて作成しているところでございます。

また、国際交流の機会が各校種で大変増えていることから、国際交流の機会に活用していただく教材といたしまして「世界に伝えたい日本の伝統・文化」、これはリーフレットでございますが、併せて作成しているところでございます。

続きまして、モデル地域事業ということで、特に小・中学校における「日本の伝統・文化理解教育」をなお一層推進するために、区部で三つの地域、市部で三つの地域を推進モデル地域として指定いたしまして、これらの地域の中の研究指定校を中心に、「日本の伝統・文化理解教育」の研究、実践を進めていただいているところでございます。こうした学校を核にして、小・中学校におきましても「日本の伝統・文化理解教育」がなお一層広がっていきますよう努めているところでございます。

なお、都立高等学校における実施状況を見ていただきますと、都立高等学校については26校が、学校設定教科・科目「日本の伝統・文化」で実施しておりますが、ほか

に音楽、体育、芸術の教科の中で実施している学校、総合的な学習の時間で実施している学校、特別活動や部活動で実施している学校ということで、何らかの形で「日本の伝統・文化理解教育」を推進している学校が204校中183校あるという状況でございます。

報告は以上でございます。

**【委員長職務代理者】** ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

**【委員】** 3点あります。

まず一つは、科目名が非常に多岐にわたっておりますが、科目名はだれがどのように、どういう事情で決めているのですか。

それから、科目名に関連するのですが、都立大森高等学校は、「国際都市東京」という科目名で、大田区の地場産業の歴史と現状等について学ばせるとなっています。これが「日本の伝統・文化理解教育」になるのでしょうか。具体的にはどういうことをやっているのかということです。

3点目は、講師が外からいらっしゃるわけですが、外部講師というのは具体的にどのような人たちなのでしょうか。

以上の3点です。

**【指導部長】** 科目名につきましては、「日本の伝統・文化」という教科名の下で、それぞれ実際の学習の内容に即した形で科目名を決めているものでございます。学校が設定する科目ですので、学校で実施する科目の目標や内容に基づいて、校長が決められているものでございます。

2点目の都立大森高等学校の「国際都市東京」でございますが、大田区の地場産業と書いてありますとおり、ヘラ絞りや金属加工、地域に長く伝統として根差している技術を使い、例えばロケットの先端のドームのような部分を大変精密に金属加工をしてつくり上げるそういったものを中心に学習をしているということです。これも言ってみれば日本の伝統であり文化の一つだと思います。ここでつくったロケットの先端であるとか、金属加工したものが、日本の中だけではなく、国際的に海外にも製品として出ていっていますので、外国とのかかわりもあるということでこの科目名をつけ

たものだと思います。

外部講師につきましては、それぞれ学校の近隣の地域の方に講師をお願いしている事例、あるいは、先ほど申し上げましたが、将棋については委員の御配慮をいただいて派遣していただいておりますが、それぞれ学校で必要な人材については、地域の方に相談してみたり、私どもに相談がある場合もございます。そういった方をお招きしている状況でございます。

【委員】 だれが教えるかというのは大変大きなことだと思うのです。いろいろなジャンルでどなたに聞いても、教える人が良いと、非常に大きく伸びるということ言うわけです。だれが教えるかということに関しては、本当に良い方を選択していただきたいと思います。少し学んだということではなくて、その科目に思いがある外部の方で、自分も能力、知識があって、教えることができるという方でないとまずいと感じるものですから。

【指導部長】 今後とも配慮していきたいと思います。

【委員長職務代理者】 将棋の場合、都立忍岡高等学校に行っている人は、東京都で採用してもらえれば先生になれる人です。

【教育長】 教員免許をお持ちだということですか。

【委員長職務代理者】 そうです。

それから、タイトル戦を戦っている人など、我々の世界では一流と言われている人が直接行って指導をしています。こういう顔をしていて、このような声を発するのだと直接見てもらっています。お茶やお花でも一流の人に東京都の規定の報償費で1回来ていただく。多分それは参加していただけるだろうと思うのです。トップの人に來てもらって、本物を見せるということも非常に大事なことだろうと思うのです。伝統・文化というのはごく限られた一流の人がいますので、学校で遠慮なく申し出て、規定の報償費で来ていただけるよう、指導部も援護してやっていただければと思います。

【委員】 講座数1、2というのはどういう意味ですか。

【指導部長】 簡単に言いますと、例えば2講座というのは二つのコースがあるということです。都立三宅高等学校で、講座数2となっておりますのは、三宅島造形素

材演習ということで、溶岩や島の草花だとかを素材を使って学習をしているのですが、溶岩を素材としたコース、草花を素材にして染め物をするようなコース、そのような形で、コースがここに示している数だけあるということでございます。

【委員】 具体的には1年間にどれぐらい行われるのですか。

【指導部長】 「日本の伝統・文化」につきましては2単位でございますので、1週間に2時間ということでございます。

【委員】 1週間に2時間が1年間行われるわけですか。

【指導部長】 そうです。

【委員】 もう一つは、今、委員からお話がありましたが、こういう人に教えてほしいと思われる高等学校があり、あるいは中学校や小学校があるだろうと思うのです。あるいは、こちらからこういう人に教えてもらえば良いのというような場合もあるだろうと思うのです。外部講師のプール、あっせんのような仕組みがあるのですか。それは各高等学校や各中学校が御自分で折衝されて講師をお願いしておられるという状況なのですか。

【指導部長】 「日本の伝統・文化」の中では、講師のシステム、人材バンクのような形はまだでき上がっておりませんが、小・中学校については、地域の方を活用して実践が進んでいる学校等がかなりございます。そういうところを中心に、お互いに情報交換をしながら講師の情報を得ているという状況でございます。今、委員からお話のありましたことも非常に大事なことでございますので、講師情報についても、この事業を進める中で私どもも提供できるような形に努めていきたいと思っております。

【委員】 東京都教育委員会として、「日本の伝統・文化」を各高等学校、あるいは小・中学校で行うことについて、講師面での援助は今のところ行っていないというのが現状だということですね。

【指導部長】 報償費についての支援はしておりますが、人材情報については、システムとしてそこまででき上がった状態ではないという状況でございます。

【委員】 報償費というのは規定があるわけですか。

【指導部長】 額が大変少ないのですが、1度来ていただいて4,300円、年間の上限としては13万円程度ということになっております。ですから、大変力のある方に来

ていただくには、金額的には厳しい部分もあるのです。

【委員】 交通費は別途出るわけですか。

【委員長職務代理者】 将棋の世界のことで申し訳ないのですが、学校は金がないことは私自身がよく分かっていますので、将棋の世界では日本将棋連盟がすべて交通費、謝金を出して、学校は一切出しません。すべてこちらが自費で行きます。伝統・文化というのは、それぞれの文化の人が子供たちに伝承していくということですので、自分たちが身銭を切ってやる。ですから、先ほど申し上げましたように、超一流と言われる人は出掛けてきてきちんと指導してくれると思います。

【委員】 先ほどの人材バンクというのでしょうか、どういう表現が良いのか、どういう仕組みが良いのか分かりませんが、お金の多寡にかかわらず、協力したいと思われている方々が結構いると思うのです。でも、多少の報償はきちんとしたものが必要だと思いますが、そうしたものを東京都全体としてプールして、できる限りいろいろなところで、本人たちの空いている時間にやってもらえるような仕組みを検討してほしいと思いますので、要望しておきたいと思います。

【委員】 今の講師のことですが、民間のカルチャースクールのようなところでは、すべての科目に関して一流の先生の名前が並んでいるわけです。だけれども、現実にはその先生たちは1回か2回ぐらいしか来ないケースが多くて、現場に即した先生たちが普段教えてくださっていて、映画監督とかシナリオライターなどが時に来て話す。そういうやり方も一つはあるだろうと思うのです。だから、人材バンクのようなところに普段なかなか会えないような一流の方たちに全部登録していただいて、そういう方たちが毎週来るのは無理でしょうから、もっと現場の中で現実に非常によくやっていらっしゃる方に講師をやっていただいて、一流の人たちが年に1回でも2回でも来てくだされば、かなり活気が出てくるのではないかという気がします。

【指導部長】 そういう工夫も今後進めていきたいと思っております。

【委員】 つたない経験ですが、一つは、この間、都立新宿山吹高等学校へ行きました。あそこでは小説家になる人が一人出てきました。また、碁のプロ棋士が2人、既に出ているわけです。一人は1回タイトルを取っています。長期で卒業できるというようなメリットもあるので、こうしたところをもっとPRして、彼女たちに協力し

てもらおうというのも一つだと思います。

それから、都立新宿高等学校に行ったら、同窓会長は国鉄が新幹線をつくったときのトップだった人でした。それから、足立区の方だったか、日本電気の会長が同窓会長をしている学校もあります。結構有名な人がおられるわけです。今、委員が言われたように、都全体で集めてきて、とりあえずは自分の母校が良いですから、母校で伝統技術なりを話してもらおう。本当のトップの人は最初と終わりぐらいで、あとは例えば国鉄の新幹線をつくった人が話すということでもよいと思います。日本の新幹線などというのは伝統技術だと思うのです。もちろん囲碁や将棋も大事なのですが、日本のハイテクなど新しい日本の良い面を子供たちに知らせるというのも一つです。ネットワークがずっと横に広がるように、データを教育委員会としてまとめるような動き、あるいは、よそでやっているものが水平展開できるような動きを加速させてもらえば良いと思います。

**【委員】** そのときに、今やっているやり方ですと、中学校や高等学校のそれぞれ思いつきでやっておられるだけだと思いますので、場合によっては東京都教育委員会としてお願いするという形がとれれば、講師として来ていただける方もおられるのではないかと思います。そんなものやらないよという方もおられるだろうし、いろいろだと思うのですが、日本の伝統・文化を学ぶことは大変大事だと東京都教育委員会全体として考えているので、是非とも受けていただきたいですというメッセージが伝わるようなやり方をお考えいただければ、もう少し活性化するのではないかという気がします。

**【委員長職務代理者】** 指導部長、各委員の御意見を十分参考にしてください。  
では、本件につきましては報告として承りました。

### (3) 都学力調査問題に関する足立区教育委員会調査結果報告について

**【委員長職務代理者】** 報告事項(3) 都学力調査問題に関する足立区教育委員会調査結果報告についての説明を指導部長、お願いします。

**【指導部長】** それでは、報告資料(3)を御覧ください。都学力調査問題に関する

る足立区教育委員会調査結果報告につきましては、10月16日に足立区教育委員会教育長が東京都教育委員会教育長を訪ね、調査報告書により調査結果の報告がございました。その内容について報告をさせていただきます。

経緯でございます。平成16年度に実施いたしました都の学力調査におきまして、足立区教育委員会が校長会の場で問題の一部を事前に配布して、不正を行おうとした疑いがあるとの報道が平成19年9月11日にありました。これを受けまして、足立区教育委員会は、教育長をトップといたしました調査組織を編成いたしまして、当時の教育委員会の関係者、あるいは校長から聞き取り調査を実施し、その調査結果を10月12日に公表したものでございます。その後、10月16日に東京都教育委員会教育長を訪ねて報告にいらしたということでございます。

2の調査結果からみる足立区教育委員会の判断についてでございますが、経過、判断という部分につきましては、足立区がお持ちになった報告書をそのまま載せております。

まず経過でございます。平成16年12月21日の数日前、前教育指導室長は、東京都の学力調査において、各学校がより積極的に学習に取り組むことを考え、校長会において、指導のため、教育指導室で作成した資料を配布することを考えていた。その後、前教育指導室長は東京都の学力調査の問題が、予定していた校長会や担当者説明会の前に区へ配送されることを知り、学力調査が円滑に実施されるよう、問題等を両方の会で配布しようと考えた。ただし、担当者説明会では、説明終了後、問題を回収する予定であった。しかし、前教育指導室長は、上司に対して口頭で報告し、配布当日の朝に許可を得ることで対応できるものとして行動していた。上司が十分に理解し、判断できるだけの連絡・報告を行っていない。不正行為を促すような気持ちは全くなかったが、レジュメどおりの説明を行っただけで、適切な説明に欠けていた。これが経過として報告を受けたものでございます。

判断でございますが、前教育指導室長の一連の行動は、上司や校長に対する説明の仕方や意思決定の手順に問題があった。2点目が、東京都教育委員会への事後報告書の作成・提出においても、教育長決裁が必要であったが、前教育指導室長自身を決裁権者としている。3点目が、このたびの調査では、不正を行おうといった意図や不正

の事実もない。平成16年12月21日での校長会で配布した問題と、平成16年12月27、28日に配布した児童・生徒用の問題については、厳重に保管され、漏えいもなかった。しかしながら、結果として誤解を生む行動を阻止できなかったことは、当時の教育長、担当部長の管理運営責任は避けられないというものでございます。

3の東京都教育委員会の今後の取組でございます。毎年度11月に実施しております学力調査実施説明会等におきまして、引き続き本調査の趣旨——これは調査の結果に基づき授業改善を行い、児童・生徒の学力向上を図るということでございます——及び秘密の保持の厳守について、指導の徹底を図る。そして、問題用紙はできる限り調査実施日に近い日に、区市町村教育委員会や学校に配送するというものでございます。

なお、10月16日、足立区教育委員会教育長から報告を受けた際に、中村教育長から口頭で、区の教育長に対しまして、都の学力調査の実施に際して誤解を受けることがないように、適正に実施するように要請をしているところでございます。

報告は以上でございます。

【委員長職務代理者】 これは、区市町村の教育委員会から都の教育委員会へ報告が上がったということで、本件につきましては報告として承りました。

指導部長にお聞きしてもよろしいですか。国の学力調査の結果というのは、このたび公表されて、学力とは別に理解力、応用力に問題があるという調査結果が出たのですが、勉強する、授業数を増やすということよりも、理解力、応用力が欠けるというのは大変なこととして、物を考える、課題を見付けるということは、「ゆとり教育」と言われている、ゆとりの精神そのものだったはずなのです。

ですから、学力調査を踏まえて、ゆとりということで一くくりにした評判の悪い言葉を変えて、むしろ新聞を読むようなゆとりある子供を育成しよう、勉強、勉強というのではなくて、物を何かから理解する、応用できるという時間が大事ではないかと考えます。しかし、中央教育審議会の近ごろの動向を見ていると、週3コマある総合的な学習の時間を2コマにしようという動きがあります。東京都教育委員会として、マスコミ各社にも協力していただいて、総合的な学習の時間、あるいは、今、ゆとりと言われている時間が実はすばらしい崇高な精神に基づいた、本当の教育理念だということを再認識していただくという運動を始めるべきではないかと個人的に思うので

す。魂の教育とか心の教育ということの方がはるかに大事ではないかと考えるのですが、その辺、指導部長はお考えはありますか。

【指導部長】 総合的な学習の時間につきましても、今回全くなくなってしまうということではなくて、時間数が減るという方向だと理解しております。正に委員がおっしゃるように、教科で学んだ知識や技能を、実際に体験を通して学ぶことによって、知識や技能を活用する力、応用する力を付ける大変重要な場だと私も認識しております。そういった意味では、正に総合的な学習の時間についても、その趣旨に即した形で継続して実施していく必要があると考えております。ゆとりある教育の精神そのものについては、今回の審議にも引き継がれていると私は理解しているところでございます。

【委員長職務代理者】 ほかにございますか。

【委員】 これはマスコミにも大きくとりあげられましたので、本当にこのままさんなり受けて良いのかどうかという印象はあるのですが、これはこれとして、中村教育長から足立区教育委員会教育長に適正な実施を要請されたということですから、私としては報告として承っておきます。

問題は、委員の言われたように、学力調査の趣旨、特に昨日発表されたような理解の度合いという問題について、もう一度検討する必要があると思うのです。PISA（OECD生徒の学習到達度調査）で一番評価が高かったのはフィンランドです。経済同友会の教育問題担当の委員会がフィンランドへ調査に行きました。私はそのとき行けなかったのですが、その報告を聞いたところ、そんなに時間数が多いわけではなくて、生徒の自主性でいろいろ発表させるということでした。確かテレビでもNHKなどがフィンランドの教育のシステムを放映したと思います。すぐに日本に持って来て良いかどうか、国の規模その他、東京都よりも人口が少ないような国のシステムが東京都だけでもうまくいくか分かりませんが、いろいろな試みをやっている国の教育システムも、機会があれば勉強していただいて、そういうものの良い面はとるというようにしていただきたいと思います。確かに、応用力、自分で物を考える、自分で生きていくということに対する意識が全体に欠けているのではないかと思います。その意味で、私は委員に賛成なのです。

片方で徳育が問題になっていますが、小学校の段階である程度指導はしなければいけないと思うのです。規律もきちんと教えなければいけない。そして、発展段階に応じて自分で物を考えるという方向へ移していくカリキュラムというなど、東京都としてはこう考えるというようなモデルプランのようなものを、研究をしてもらえればありがたい。

以上です。

【委員】 足立区の問題は新聞を随分にぎわせた事案でありますし、足立区自体の学力向上方策の在り方をめぐっても大きな議論を呼んだ話であったと思います。今、初めて公式の報告をお受けして、私が感じますのは、まず一つ、この間の一連の足立区の問題について、東京都教育委員会としてはどのように考えているのか。そして、東京都教育委員会として足立区教育委員会のこれまでの取組について、かつてどういう指導がなされてきたのかよく分かりませんが、それなりの教訓を得て、足立区教育委員会に対して適切な指導をする必要があるのかどうか。そうした問題について、東京都教育委員会としてよく検討する必要があるのかどうかということを考えてみなければいけないのではないかと思います。

二つ目に、学力調査の問題というのは、東京都として必要があってやっているわけですから、それでよろしいわけですが、これについてはいろいろな議論がある。そういう中で行われるものだということからすれば、やり方について関係者がもう少し緊張感を持ってきちんとやるということが必要だと思うのです。

今日の御報告を受けてみましたら、前教育指導室長一人が悪かったという報告の内容になっているように思うのですが、果たしてそういう問題だろうか。足立区教育委員会が全体としてこの問題についてきちんと対処しようとする気持ちがあったのかどうかということについて、少し疑念が残るといいますか、大丈夫なのかという思いが私にはあるのです。この問題について、東京都教育委員会として足立区教育委員会に対して、何らかの指導が必要なのかどうかということについても、少し考えてみる必要があるのではないかと思います。東京都全体としてやっている学力調査でありますから、足立区だけでやっていたわけではないので、そういう意味で、東京都教育委員会としても、このような事態が起こることに対して、起こらないような措

置、今後の取組で幾つか書いてありますが、そういうことを含めてきちんとした措置をしなければいけないだろうと思います。

今日初めて公式に受ける説明ですので、私自身も結論を得ないのですが、足立区教育委員会の判断は、前教育指導室長が一人でやったことだということが中心に構成されているというのは、本当にそうだろうかという思いがあるのです。そういう点について、直接報告を受けた中村教育長の御意見もお伺いしたいと思います。

その前に事実関係を確認します。校長会というのはいつ行われたのですか。

【指導部長】 平成16年12月21日です。

【委員】 この校長会には、足立区教育委員会の教育長は御出席されたのでしょうか、他の教育委員はお出になったのですか。

【指導部長】 教育長は出席されていますが、他の教育委員は出席されておりません。

【委員】 その次に、担当者説明会は何日に行われたのですか。

【指導部長】 これは平成16年12月21日の午後、各学校の学力調査の担当者を集めて行われました。

【委員】 同じ日に行われたのですか。

【指導部長】 同じ日の午後です。

【委員】 こちらに教育長はお出になったのですか。

【指導部長】 出ておりません。

【委員】 足立区教育委員会自体は、こういうことがあったことについてはいつ知ったのでしょうか。

【指導部長】 平成16年の当時には、足立区の教育委員の方々は教育長以外は御存じなかったとお話を伺っております。今回、この件が起きて御承知になったと話しております。

【委員】 その点についての足立区教育委員会の意見はどういうものだったのでしょうか。これだけ大きな問題になったことが、教育委員会の名前で行われている様々な行為が、教育委員会に事前に知らされないまま、あるいは事後も問題になってから初めて報告されるようなやり方で、足立区の教育委員会は了としたのでしょうか。

【教育長】 具体的にどの段階の事務手続を教育委員の方々に周知するのかという問題があります。例えば、私どもも毎月校長会をやっておりますが、来月の校長会ではこういう資料を配ってこういう説明をしますよというのは、失礼ながら、教育委員の皆さんにお配りするところまではしていないわけです。多分、この校長会の前日か何かに学力テストが手に入るということが分かったので、配布して、学校名や番号を記入することになっているから気を付けるようにというような説明をしたかったようなのです。極めて事務的に扱っていたのです。したがって、新聞報道されるまでは何も表面上に出てこなかったわけですので、教育委員の方々は、知らなかったということになるかと思えます。

それから、経過だとか判断だとかと書いてありますが、本当はどうなのかよく分からないわけです。平成16年の事故で、今、平成19年ですから、3年前の事実について、言った言わないという話ではっきりしません。私どもは、区の教育委員会の監督権限はもちろんありません。指導、助言はできますが、現場調査に入るわけにもいきません。区の教育委員会で調査チームをつくって、こういう調査結果が出て、このことによって、東京都教育委員会、あるいは東京都の教育界全体に不信感を抱かせたことについては申し訳ないという御報告を受けて、それ以上、私どもも警察権限があるわけではありませんし、区の教育委員会の権限の中で行ったことについて、もっとやれとか、おかしいではないかという立場には立てないものですから、これはこれとして、東京都教育委員会としてできることは今後やっていかなければいけないと考えています。例えば問題を早目に送るとこういう問題があるから、なるべく直前に配りましようとか、そういう対策は、我々は今後やっていかなければいけないと思います。

都の学力調査も、昨日発表になった国の学力調査も、目的はランク付けをするということではありませぬので、その趣旨を区市町村の教育委員会、あるいは教員個々に周知徹底していかなければいけないと思っています。

【委員】 確かに事実関係が平成16年のことですので、今更もう一回事実を究明して、現足立区教育委員会に東京都教育委員会として何らかの物を申すというのは、時期の問題からしても、その必要性があるとはなかなか認めにくいという事情は分かりますし、そこはそういうことであろうと思います。

例の足立区が学校に予算を配付するのに学力調査の結果に基づいて行うというような問題については、東京都教育委員会としてはこれまで何らかの意見を表明したりしてきたのですか。

【指導部長】 やっておりません。

【委員】 それは各区にゆだねているという状況なのですね。同じようなことをやっているのは、東京都内には足立区以外にありますか。

【指導部長】 足立区以外は特に私どもは承知しておりません。

【委員】 そうすると、東京都教育委員会として足立区のそういうやり方について、良いとも悪いとも言わないで、様子をずっと見てきたということですか。

【教育長】 元々小・中学校について言えば、小・中学校の設置者は区市町村なのです。私ども東京都教育委員会が持っているのは、区市町村の職員たる教員の人事権、任命権で、学校運営に関しては区市町村の役割分担になっているのです。

【委員】 しかし、それに関しても都道府県の教育委員会は指導、助言することはできますよね。

【教育長】 指導、助言はもちろんです。

【委員】 ですから、そういう問題として、中学校、小学校の学校運営は区市町村にすべてゆだねられているわけではないと思います。指導、助言を都道府県の教育委員会に法律上認めているということは、必要がある場合には、指導し助言することを法律が求めているということであろうと私は思います。中学校、小学校の非常に重要な教育について、あるいは学校運営の在り方について、その教育委員会のみゆだねられているという法律にはなっていないわけで、そういう意味で私は申し上げているのです。どういうものを指導し、どういうものを助言するのかというのは、法律上書かれていることではありませんが、恐らく重要な案件については、区の教育委員会の方向がこれは問題だと考えられるものについては、多分法律上も各都道府県の教育委員会に指導、助言することが求められているのだと解釈しませんが、全く区市町村のやりたい放題だということになってしまいます。

今回の足立区の学力調査の結果に基づいて予算を配分することについて、指導、助言すべきかどうかということについては議論があらうかと思いますが、都道府

県の教育委員会としても、そうした区市町村の教育委員会のやり方について問題があると考えたときには、何らかの指導、助言が必要だということがあってしかるべきだと思います。既に足立区の場合は方針を変換しましたので、あえて今、指導する必要はないと思いますが、都教育委員会として、ほかの教育委員の方々がどうお考えになるか分かりませんが、区の教育委員会の在り方についてもきちんと見ていくことが大事だと私は考えているということを記憶にとどめておいていただければと存じます。

**【委員長職務代理者】** 学力テストは公平、公正でなければいけないものですから、疑念とか疑問を抱かせることのないよう、そういう区市町村教育委員会があれば、東京都教育委員会として指導、助言をしていく。今後、どのような指導、助言をしたか、先方がどのような対応をしたかということは、また後日、教育委員会に報告するなどしていただいて、これからは二度とこのようなことがないようにきちんとやってくれと、この指導、助言だけは中村教育長にしっかりやっていただくということでいかがでしょうか。

**【委員】** 重要な問題については教育委員会にも事前の相談、あるいは事後の報告等も含めてきちんとしていただくことが大事だと思います。

**【教育長】** 委員がおっしゃられるのはよく分かりますし、それぞれの教育委員会の分権とのかかわりだとか、指導、助言というのは何なのか、国の法律が今回改正されて、国に権限がまた戻ったこととの関係を含めて議論したいと思います。

**【委員】** それから、元々足立区教育委員会にはこちらへ来てもらって我々が話を聞こうということは反対ということで、教育長だけが話を聞かれました。しかし、足立区教育委員会との懇談をやりましょうという話がありましたので、それは進めたいと思います。今まで千代田区や品川区と懇談をやってきたわけですから、足立区とも行う。なかなか時間が合わないけれども、顔合わせしておきましょう。委員全員が出られなくても半数以上が出られればよいと思います。懇談を行うことで、いろいろな教育委員会と関係を深めていくということは大事なのだろうと思います。

**【教育長】** 懇談は準備いたします。

**【委員】** おのおのの教育委員会だって有名な人がたくさん出ていますが、本当にどこまで動いているのかどうかすら我々は分からないわけで、その辺を御配慮くださ

い。

**【委員】** それぞれの教育委員会が権限と責任を負っているわけですから、責任が分散されている、例えば教育という問題についていろいろな人がかかわっているわけです。そういうところでは、お互いの責任をしっかりと果たそうと考えて、皆さんが努力しないと、そこでもちろんぶつかることもあるわけですが、ぶつかっても構わないわけで、我々が指導、助言しても区市町村教育委員会が聞かなければ良いわけです。それは指導、助言にすぎないわけですから。区市町村の教育委員会がお考えになってやることの結果の責任は区市町村教育委員会が負うわけです。そのようにお互いに責任を全うするという仕組みが、法律上予定されていると思うのです。そこをしっかりとやらなければいけないのではないかということを行っているわけです。

**【委員長職務代理者】** それでは、本件につきましては報告として承りました。

## そ の 他

### (1) 東京都教育委員会委員長の選挙について

**【委員長職務代理者】** それでは、その他の案件、東京都教育委員会委員長の選挙についての説明を総務部長、お願いいたします。

**【総務部長】** 本日、木村委員長がいらっしゃいませんが、木村委員長の委員長任期が10月27日までとなっております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第12条第1項に、教育委員会は教育長に任命された委員を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならないと規定されておまして、同条2項で、任期は1年とする、ただし再任することができる定められております。

任期は平成19年10月28日から平成20年10月27日までの1年間でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

**【委員長職務代理者】** 何かこれについて御意見ございますか。

**【委員】** 木村委員長が御欠席のところ悪いのですが、留任を妨げないわけですから、引き続きということではいかがでしょうか。

【委員】 異議ありません。

【委員長職務代理者】 木村委員長には事前に、もし教育委員会の中で再任をお願いいたしますということになりましたらよろしくと申し上げたところ、その場合は引き受けるという快諾をいただいております。

それでは、木村委員長は御欠席ですが、引き続きお願いするということにさせていただきます。よろしくお願いたします。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

11月 8日(木) 午前10時 教育委員会室

11月22日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 知事への予算要望

11月 8日(木) 午後 知事小会議室

(3) 十三都道府県教育委員会委員長・教育長協議会

11月1日(木)～2日(金) メルパルク広島

【委員長職務代理者】 今後の日程について、政策担当課長からよろしくお願いたします。

【政策担当課長】 定例教育委員会の開催についてでございますが、11月8日木曜日、11月22日木曜日、いずれも午前10時から教育委員会室において予定しております。

なお、11月8日につきましては、午後、知事への予算要望を予定しております。

十三都道府県教育委員会委員長・教育長協議会を11月1日、2日、メルパルク広島にて予定しております。

以上でございます。

【委員長職務代理者】 それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時20分)